

伊勢崎市長期優良住宅建築等計画認定等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)の施行に関し、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成21年政令第24号)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)及び伊勢崎市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年伊勢崎市規則第36号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画の認定後の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(記載事項変更届)

第2条 認定計画実施者は、法の規定に基づき申請を行い認定又は承認(以下「認定等」という。)を受けた後、当該申請書の記載事項に変更(法の規定により変更の認定等の申請を要するものを除く。)が生じた場合は、記載事項変更届(様式第1号)2部を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出の内容が適正であることを確認した上でこれを受理し、認定計画実施者に対して1部を返却するものとする。

(証明書の交付)

第3条 法の規定に基づき認定等を受けたことを証する証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長期優良住宅建築等計画認定等証明申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)2部を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、長期優良住宅建築等計画関係台帳と照合を行い、当該申請の内容が適正であることを確認した上で、申請者に対して申請書により証明書を交付するものとする。

3 申請者は、伊勢崎市手数料条例(平成17年伊勢崎市条例第80号)別表第1の32の項に定める手数料を納付しなければならない。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成24年10月1日決裁)から施行する。